

# 地方公共団体情報システムにおける 文字要件の運用に関する検討会（第3回）

日時：2023年7月14日（金）10:00～12:00

場所：砂防会館・オンライン

# 第3回検討会次第

1.開会

2.議事

(1) 報告事項

(2) 行政事務標準文字の位置づけについて

(3) 文字管理運用方法の検討について

(4) フォントファイルの検討について

(5) 同定マップの概要について

3.その他

4.閉会

# 第3回検討会資料

資料1 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会資料

資料2 地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会開催要綱

## **(1) 報告事項**

## 第2回検討会振り返り

- 「データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）【第2.0版】案」、「MJ+の全体像」案の検討及び【第2.0版】案に対する全国意見照会結果を説明
- 令和5年度の取組に向けた課題整理と検討スケジュールを提示

検討内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
周知広報		国民、自治体への周知方法検討					
MJ+管理方法	管理方法検討						
自治体運用方法	自治体での運用方法検討						
同定マップ、代替マップ		同定マップ、代替マップ開発					
フォント		フォントの課題検討					
イベント				第3回	第4回	マップβ版	

- ・ 行政事務標準文字の位置づけ
- ・ 管理方法
- ・ フォントファイル
- ・ 同定マップ概要

- ・ 同定・代替マップ
- ・ 周知広報
- ・ 国際化
- ・ 検討会報告書

# 検討スケジュール

区分	2022 (R4) 年度				2023 (R5) 年度				2024 (R6) 年度				2025 (R7) 年度				2026 (R8) 年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
全体イベント			▲ 方針決定	▲ 標準仕様改定		▲ マップβ版提供		▲ マップ1.0版提供								▲ 標準化完了	▲ 文字管理運用開始			
文字整備事業 (法務省)	文字使用状況調査 戸籍統一文字追加 (文字特定、フォント)				文字の属性情報の整理															
有識者検討会			▲ 第1回	▲ 第2回	▲ 第3回	▲ 第4回	検討会の実施													
MJ+管理検討 (文字追加運用検討等)		標準仕様書	MJ+全体像		①文字管理運用検討				試行文字管理運用											
同定マップ開発		方針決定			②同定マップ作成		自治体実証		標準化移行支援											文字管理運用開始
代替マップ開発		方針決定			③代替マップ作成		ベンダ、自治体展開		標準化移行支援											
ベンダ開発作業 (MJ+、JIS X 0213対応)						ベンダ開発		④ベンダ実証												
自治体同定作業						④自治体実証		同定マップにより順次行政事務標準文字化												

# 開催要綱の改定について

資料2のとおり改定する。

## 第2回検討会開催以降にいただいた御意見

- MJ+の中には既に使用されていない文字も多くあると思料され、実際に使用されている文字で1フォントファイルとなるようにしてほしい。
- ベンダによりフォントの字形が異なると職員の負担となるため、共通のフォントとなるようにしてほしい。
- 文字のスケジュールとしては、まずは戸籍・住民基本台帳系システムへの適応したのちに他業務システムへの反映、その後、行政関連の外部団体のシステムへの連携も視野に入れる必要があると思う。早めに監督官庁経由で外部団体への仕様提供などをしてほしい。
- MJ+とJIS X 0213の文字コードを対比できる資料を提供してほしい。

## 第2回検討会開催以降の当庁からの発出物

- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】**

令和5年3月30日当庁ウェブサイトに掲載

- MJ+全体像**

令和5年3月31日全国一斉照会システムにて全国の自治体に発出

- 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に関するFAQ**

令和5年4月28日当庁ウェブサイトに掲載

- 文字要件に関する説明資料**

令和5年6月9日全国一斉照会システムにて全国の自治体に発出及び当庁ウェブサイトに掲載

# MJ+正式名称

## MJ+正式名称：行政事務標準文字

「行政事務」のシステムで「標準」的な利用に供する「文字」として位置づける観点から、『行政事務標準文字』として決定。

### ○行政事務標準文字とは

文字情報基盤の文字セットに、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、文字情報基盤の文字セットに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット。

### ○行政事務標準文字の使用範囲

- ・各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字とする。
- ・氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用する。
- ・全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用する。
- ・標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用する。

## **(2) 行政事務標準文字の位置づけについて**

# 行政事務標準文字の位置づけ

## ●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ **電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項**

ロ～ニ （略）

四・五 （略）

3～6 （略）

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第七条 **内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。**

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

（標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用）

第八条 **地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。**

2 （略）

# 行政事務標準文字の位置づけ

## ●地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】（抄）

(1) 文字の標準化により目指す姿

文字の標準化については、(2)に掲げる文字要件を適用することで、文字情報基盤の文字セット（以下「MJ」という。）に、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（MJを拡張した文字セット。以下「MJ+」という。）を活用する。

標準準拠システムの導入後においては、基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットをMJ+に一意に同定することで、標準準拠システムを導入する前に地方公共団体がそれぞれ独自に作成した文字、いわゆる「外字」について、MJ+と同定した文字を利用することにより、当該「外字」を使用せず（※）、また、新たな「外字」も発生させないことを目指す。

※ 「外字」には様々な定義があるが、ここでは、「使用するシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字であって、ユーザが独自に設定するため基幹業務システム間での連携はできないもの」と定義しており、「外字」を、別の文字コード（デジタル庁が指定したものに限り。）に対応をさせ、基幹業務システム間で連携できる形にすることによって、「外字」ではなくなる、という整理をしたもの。

基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットからMJ+への同定マップ（以下「同定マップ」という。）及びMJ+からJIS X 0213:2012への代替マップ（以下「代替マップ」という。）については、関係機関との連携の下、デジタル庁において作成することとし、地方公共団体等に提供する。

# 行政事務標準文字の位置づけ

## (2) 文字セット、文字コード及び文字フォント

**各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットはMJ+**、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットはMJ+又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。

**全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、MJ+を利用する。**また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じてMJ+又はJIS X 0213：2012を使用することとする。

文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。

- ・ MJ文字については、一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたMJ文字図形を参考とする。
- ・ 初期整備の対象となる、MJを除くMJ+の文字については、デジタル庁が作成したMJ+文字図形を参考とする。

氏名等の文字フォントについてはMJ+又はJIS X 0213：2012の字形を参考に作成された文字フォントを使用し、それ以外の文字フォントについては任意とする。

# 行政事務標準文字の位置づけ

なお、**従来の文字セットを、MJ+と対応させて保持すること**で、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、**経過措置として可能**とし、経過措置の期間については、令和7年度末時点の移行状況を踏まえ、定めることとする。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、MJ+を使用することとする。

デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定マップ及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。

## (3) 文字符号化方式

各標準準拠システム間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。

なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8 又はUTF-16とする。

# 行政事務標準文字の位置づけ

## ○デジタル庁告示第12号（抄）

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十四号の規定に基づき、ベース・レジストリの指定についてを次のように定める。

ベース・レジストリの指定について

ベース・レジストリについては、（略）、本告示において、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として活用すべき又は活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものについて、その整備及び利活用を推進するため、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定めるデータ項目をベース・レジストリとして指定し、データの整備を進めることとする。

**二 整備中ベース・レジストリとして引き続き整備を進めるもの 別表第2の第1欄に掲げる制度所管機関が所管する同表の第2欄に掲げる情報源に基づき同表の第3欄に掲げるデータ提供機関が同表の第4欄に掲げる範囲に提供する同表の第5欄に掲げるデータ項目**

別表第2（第二号関係）

制度所管機関	情報源	データ提供機関	データ提供範囲	データ項目
デジタル庁	文字情報基盤の文字セットに基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（以下「行政事務標準文字」という。）	デジタル庁	地方公共団体	行政事務標準文字（ただし、文字情報基盤の文字セットに同定できる文字を除く。）

# 行政事務標準文字の新たな位置づけ

## ①文字要件見直しの検討

(地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】の改定)

なお、**戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とする。**

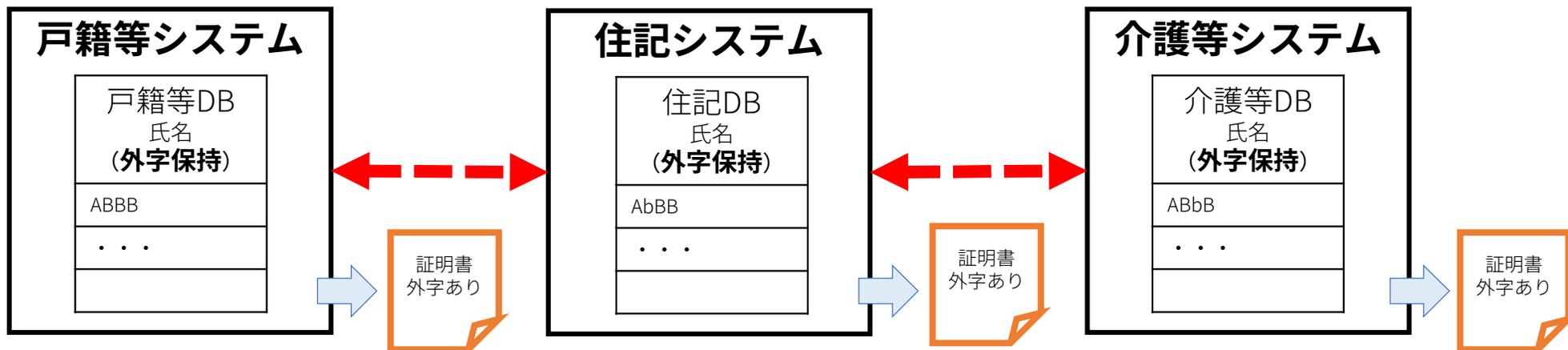
また、**戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とするが、経過措置の期間については、全ての地方公共団体における標準準拠システムへの移行完了の期限を目途とし、令和5年度中に、デジタル庁及び総務省が別途定める。**

ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、**行政事務標準文字**を使用することとする。

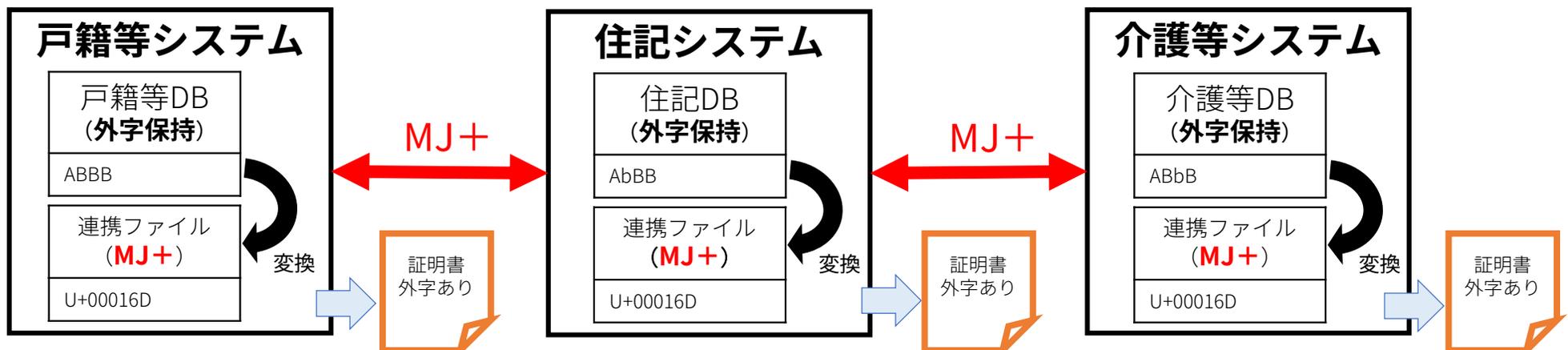


# 経過措置期間中の対応（イメージ）

現在（標準化前）：各システムが外字を保持

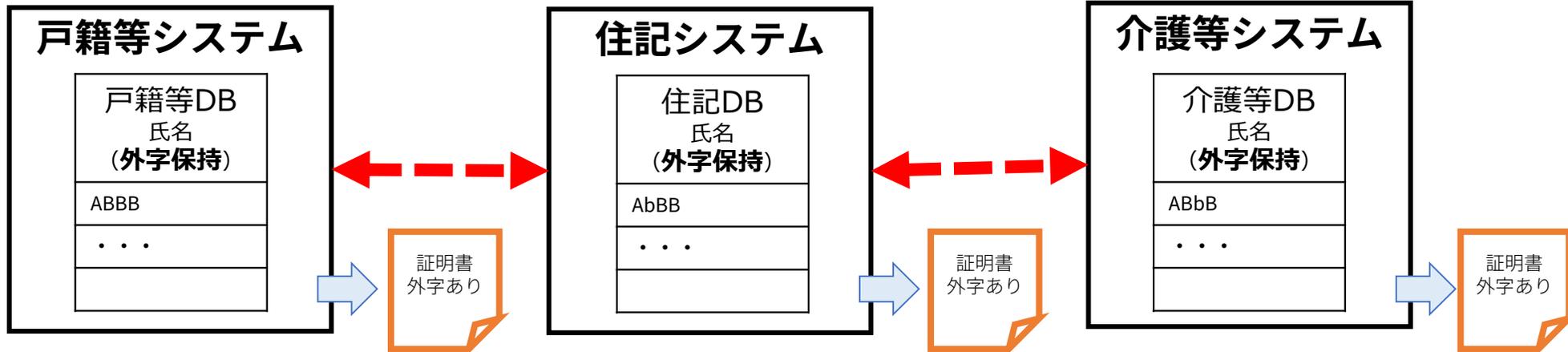


経過措置を適用する場合：各システムは外字を保持することが可能、連携はMJ+

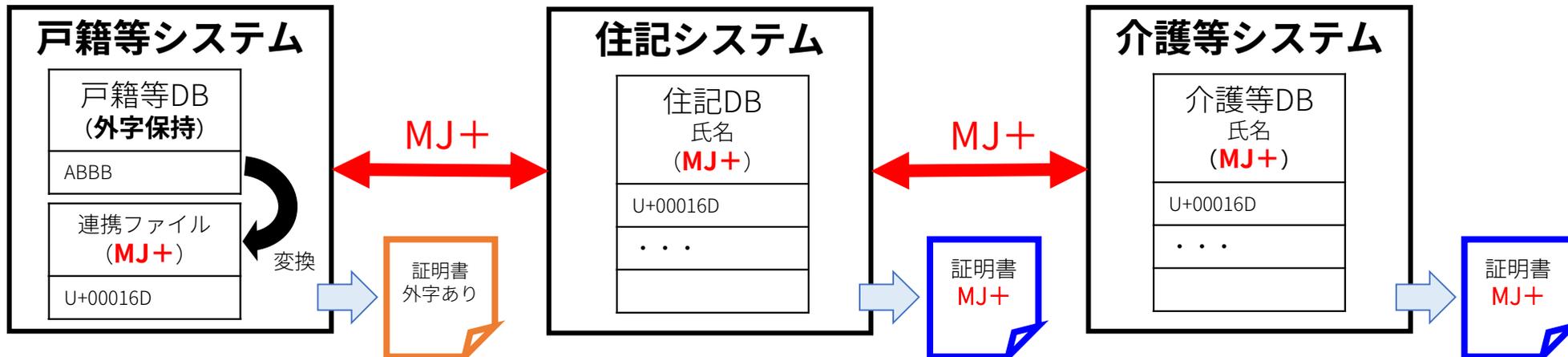


# 文字要件の標準化後の当面の姿（イメージ）

（再掲） 現在（標準化前）：各システムが外字を保持



標準化後：戸籍等システムのみ外字を保持（経過措置を適用）、その他システムはMJ+を保持



### **(3) 文字管理運用方法の検討について**

# 行政事務標準文字の管理・運用

デジタル庁にて以下の情報を今後整備・公開する。

- ・行政事務標準文字の文字図形名/字形
- ・行政事務標準文字の属性情報（部首/画数/読み等）

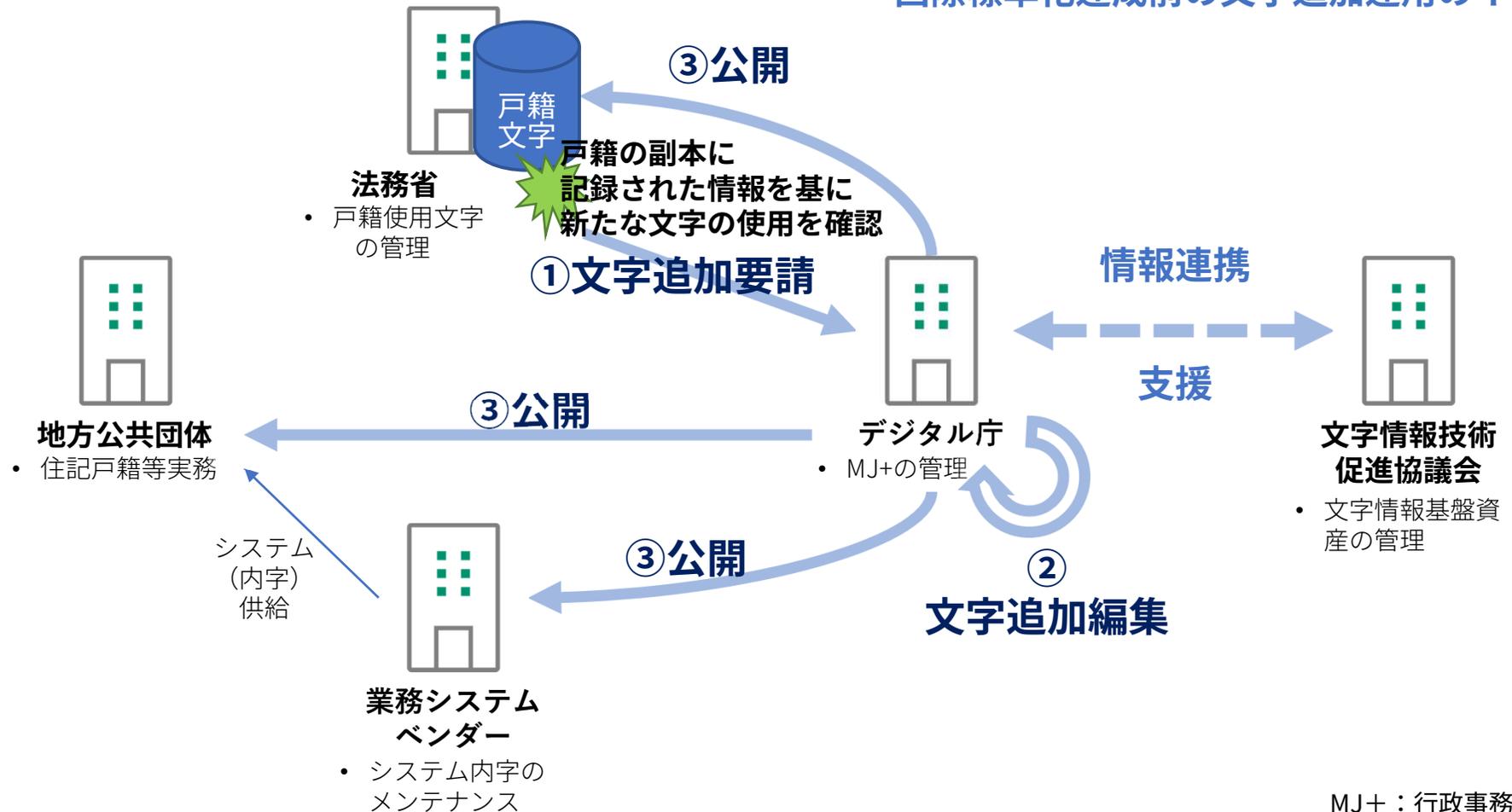
行政事務標準文字情報一覧表（イメージ例）

邊	管理する文字情報	例
	文字図形名	GJ000011（仮）
	文字種	漢字
	UCS	
	部首	しんにょう
	内画数	11
	総画数	14
	読み	ヘン・あたり・ベ
	戸籍統一文字番号	
	登記統一文字番号	
住記ネット統一文字コード		

# 文字追加運用のイメージ（法務省の例）

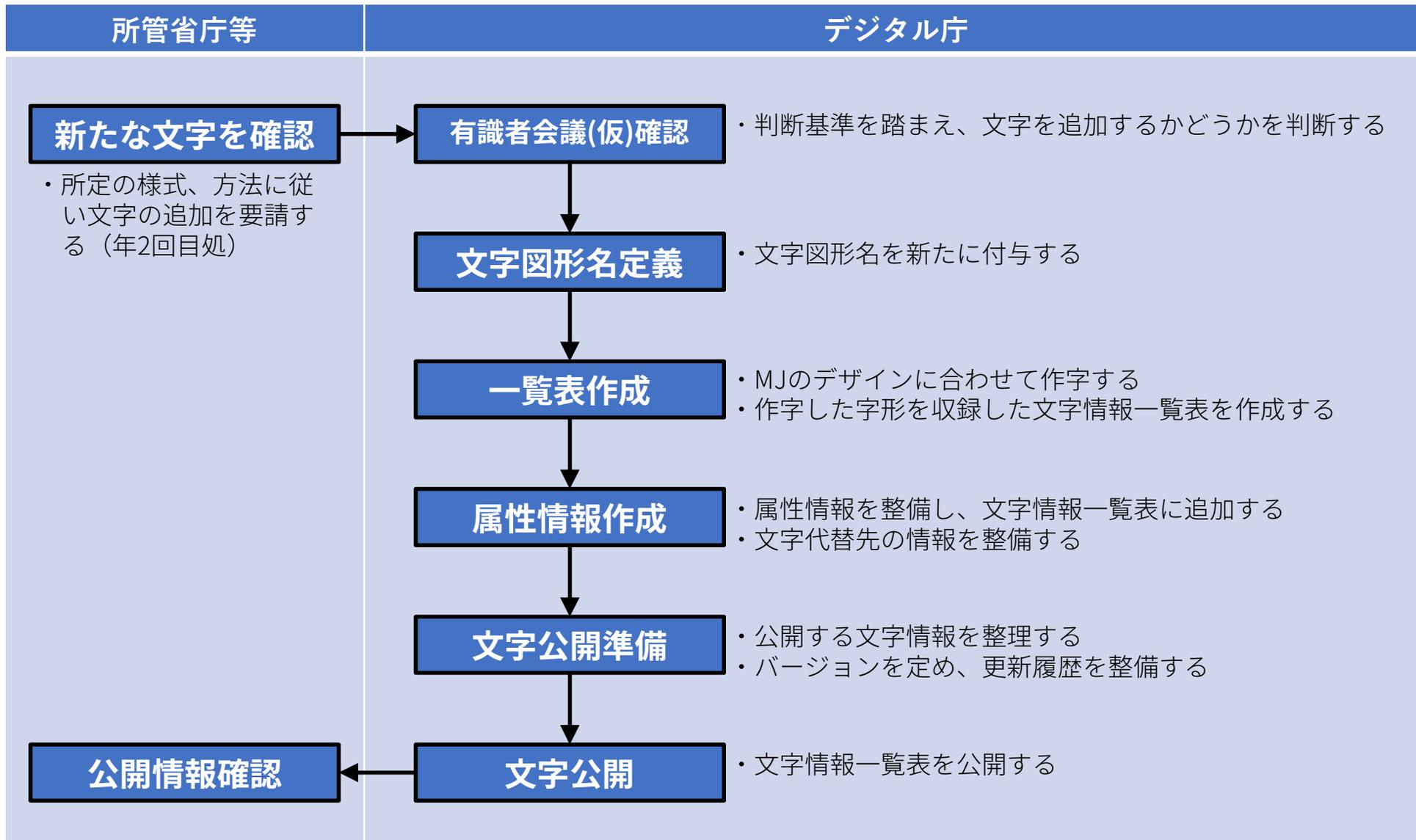
法務省において、戸籍で使用されている文字の確認作業を継続して行っており、文字の追加運用が見込まれる。

## 国際標準化達成前の文字追加運用のイメージ



MJ+：行政事務標準文字

# 文字追加編集のフロー



## **(4) フォントファイルの検討について**

# フォントに関する課題と解決の方向性

- 文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる字形データを用意し、各自治体でフォントを実装することと想定した。

文字	字数
①MJ文字	一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたMJ文字図形 (約6万字)
②MJを除く行政事務標準文字の文字	デジタル庁が作成する行政事務標準文字図形 (約1万字)

- 上記①と②を合わせると約7万字となるが、1つのフォントファイルには、約6万5千字※までしか収録できないため、行政事務標準文字に対応するためには、2つのフォントファイルが必要となる。
- 一方で、通常のアプリでは、複数のフォントファイルを使い分ける処理は行っておらず、2つのフォントファイル対応となると、大幅なアプリ改修となる。

⇒この課題を解決するため、今後、自治体・ベンダで必要とする文字だけを入れた1つのフォントファイルの実装について、ベンダ、有識者、業界団体なども交えて検討を行う。  
その際には、行政事務標準文字の符号位置の課題についても検討する。

## **(5) 同定マップの概要について**

# 「同定マップ」を用いた文字の同定について

- これまでは、1つの文字が、ベンダのツール・ロジックが異なること、職員毎の判断が異なること、住民の希望により、異なった文字に同定されていた。
- 「同定マップ」を用いて文字を同定することにより、1つの文字は、1つに同定する。

## これまでの文字同定

同定する文字

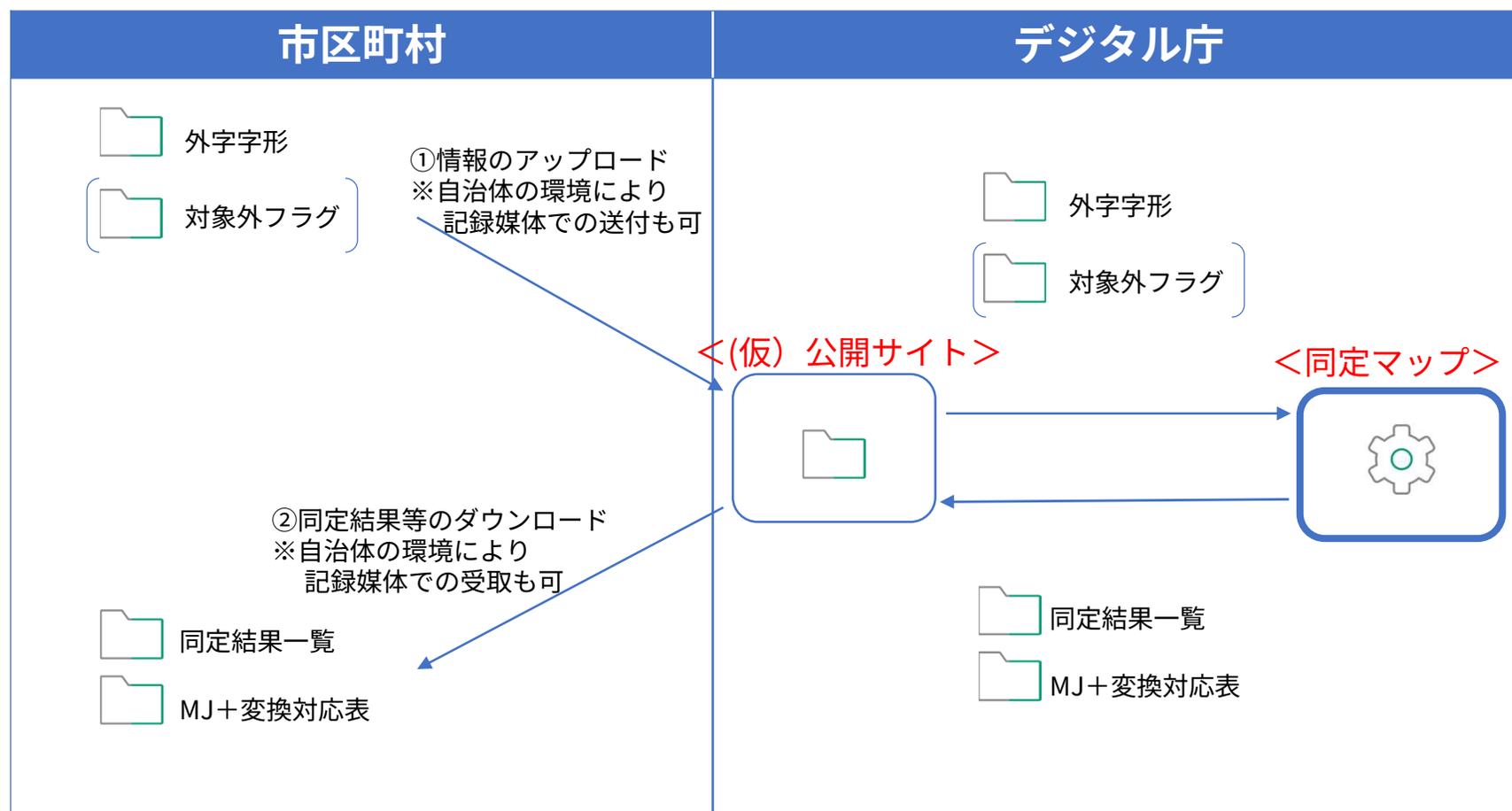
邊



市区町村	ベンダ	職員	同定結果
A市	○システム	あ職員	邊
		い職員	邊
B市	▲システム	う職員	邊
C市	◇システム	え職員	邊
		お職員	邊

# 「同定マップ」の利用イメージ（1）

- 自治体より「外字字形」を送付いただくことにより、「同定マップ」を用いて文字を行政事務標準文字(MJ+)に同定（無償）。
- 自治体には、同定結果をMJ+変換対応表を送付。



## 「同定マップ」の利用イメージ（２）

	情報名	ファイル形式(想定)	概要
アップロード 情報	外字字形	TrueTypeフォント形式 (TTE,TTF) /PNG形式	基幹業務システムで利用している外字フォントまたは、画像ファイル
	対象外フラグ	CSV形式 (カンマ区切り)	移行対象外（使用されていない外字等）とMJ+同定対象外（記号等）のフラグ
ダウンロード 情報	<b>同定結果一覧表</b>	Excel形式/PDF形式	市区町村から収集した外字字形とMJ+の同定結果（候補）の一覧表
	MJ+変換対応表	CSV形式 (カンマ区切り)	同定結果のコード変換テーブル

### 同定結果一覧表

外字		行政事務標準文字			メモ
コード	字形	文字図形名	字形	UCS/IVS	
EA00	蓬	MJ022600	蓬	84EC,E0104	
EA01	塚	MJ030194	塚	585A,E0105	
EA02	砂	GJXXXXXX	砂		
EA03	跔	GJXXXXXX	跔		

# 自治体の実証事業と同定スケジュール(案)

区分	2023 (R5) 年度				2024 (R6) 年度				2025 (R7) 年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
全体イベント		▲ マップ β版 提供		▲ マップ 1.0版 提供								▲ 標準化 完了
自治体同定作業	<p>●同定マップ実証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同定マップβ版を用いた同定</li> <li>同定結果の検証</li> <li>同定できない文字の取り扱い検討</li> <li>同定マップβ版の精度向上</li> </ul>								<p>●同定マップ本格運用</p>			
				▲ 自治体 実証	<p>同定マップにより順次行政事務標準文字化</p>							
					<p>自治体の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①外字ファイル出力</li> <li>②外字ファイルを（仮）公開サイトにアップロード</li> <li>③同定結果を（仮）公開サイトからダウンロード</li> <li>④同定結果を各システムに反映</li> </ol>							